

宮津市障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

概要版

令和6年3月

宮 津 市

第1章 計画の基本的な考え方（P1）

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を統合し、障害福祉分野の総合計画として一体的に策定します。

宮津市では、令和3年3月に「障害者計画」と「障害福祉計画」に「障害児福祉計画」を加えた、「宮津市障害者計画・第6期宮津市障害福祉計画・第2期宮津市障害児福祉計画」を策定し、福祉、保健・医療、生活環境、教育、雇用・就労など、様々な分野にわたり関係機関連携のもと、障害福祉施策の取組を進めてきたところです。

この計画が令和5年度で終了することから、これまでの障害児者施策の取組や成果を検証し、障害のある人やその家族のニーズに対応するとともに、国の基本指針や障害児者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて「宮津市障害者計画・第7期宮津市障害福祉計画・第3期宮津市障害児福祉計画」を策定し、この計画に基づき、宮津市における障害児者施策の一層の充実に取り組みます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

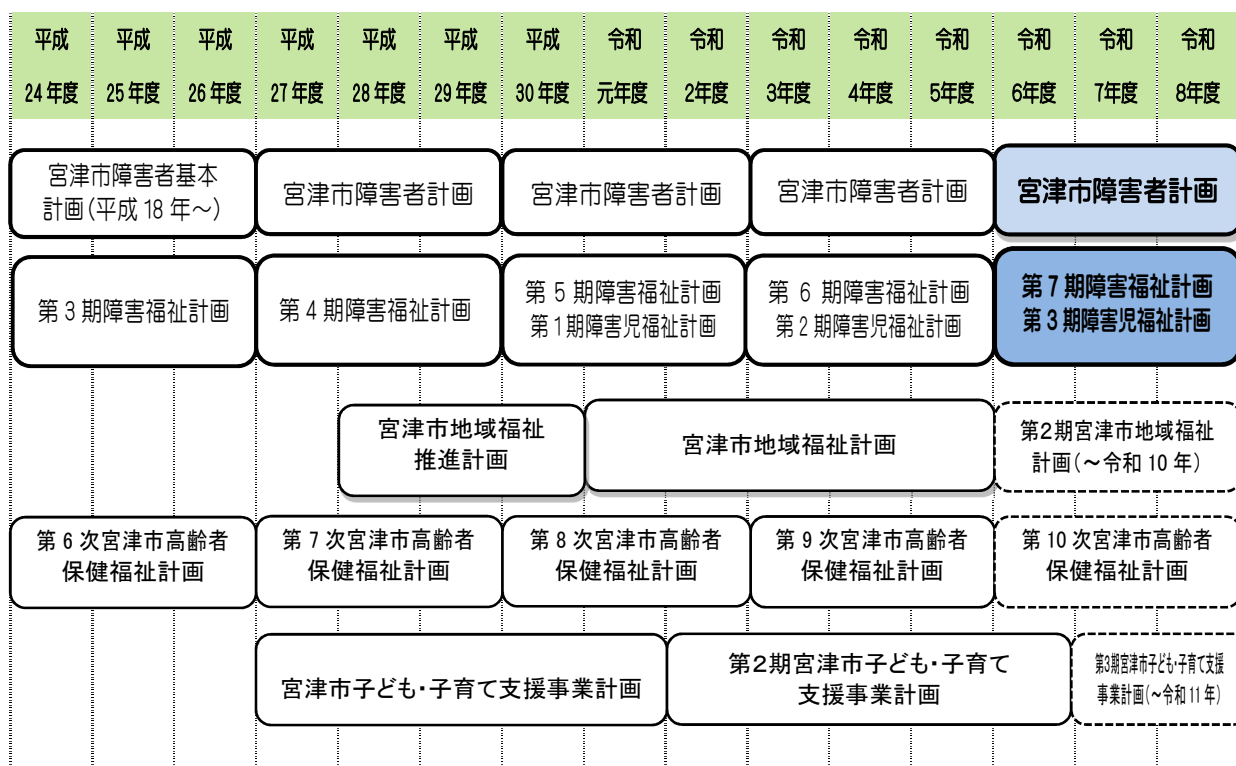
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画の性格	障害者の施策全般にわたる基本的な事項を定める計画	障害福祉サービスの提供体制の確保などに関する3年間の実施計画	障害児通所支援並びに障害児相談支援事業等に関する3年間の実施計画
位置づけ	障害児者施策に関する基本計画	障害児者施策に関する事業計画	

3 計画の対象と範囲

本計画は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を範囲とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



※ 計画の策定にあたっては、上位計画にあたる「第7次宮津市総合計画」をはじめ、「第2期宮津市地域福祉計画」「第10次宮津市高齢者保健福祉計画」「第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画」などの福祉分野の関連計画との整合性を保つものとします。

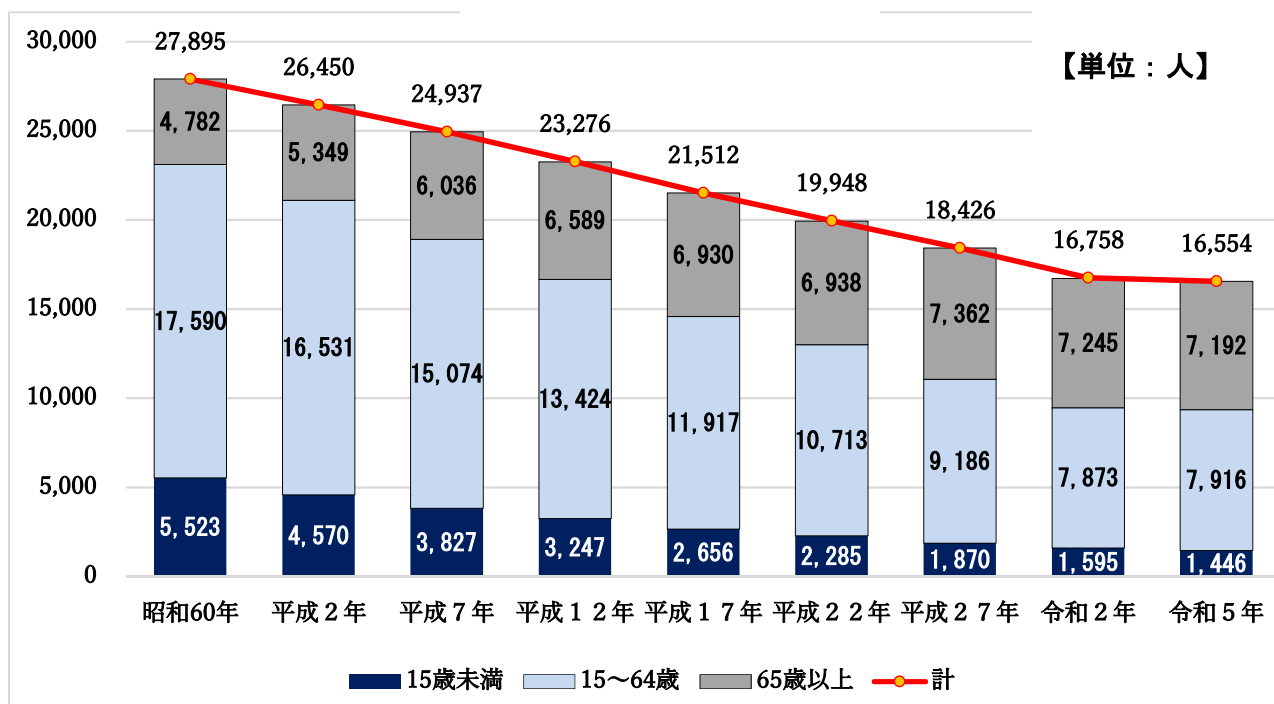
第2章 宮津市の障害福祉の現状と課題（P4）

1 総人口と年齢3区分人口

総人口の推移をみると、昭和 60 年の 27,895 人と比べ、令和 5 年には 16,554 人と減少しています。

年齢区分別にみると、年少人口は減少、これまで増加をしていた高齢人口が微減、生産年齢人口が微増となっていますが、今後も高齢者は増加の見込みであり、高齢人口と生産年齢人口が逆転していくと見込まれます。

宮津市の人口推移



資料：昭和 60 年から令和 2 年までは、総務省統計局国勢調査人口
令和 5 年は、6 月末の宮津市住民基本台帳人口

※平成 12 年以降は総人口に年齢不詳を含むため区分別の総和と異なっています。

2 障害者手帳所持者数等の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、減少傾向にあります。身体障害者手帳は減少、療育手帳は横ばい、精神障害者保健福祉手帳は増加しています。

【単位：人】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1,470	1,452	1,434	1,431
療育手帳	232	235	236	234
精神障害者保健福祉手帳	128	145	154	158
総数	1,830	1,832	1,824	1,823

(1)身体障害者手帳所持者数の障害種別推移

[単位:人]

障害種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	97	92	87	88
聴覚	143	146	146	142
音声言語	13	12	14	14
肢体	770	764	749	748
内部(心臓、じん臓など)	447	438	438	439
計	1,470	1,452	1,434	1,431

(2)療育手帳所持者数の等級別推移

[単位:人]

等級	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	95	95	94	93
B	137	140	142	141
計	232	235	236	234

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

[単位:人]

等級	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	7	7	6	7
2級	70	82	91	95
3級	51	56	57	56
計	128	145	154	158

(4)自立支援医療(精神通院医療)の受給状況

[単位:人]

保険種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国民健康保険	188	127	173	158
社会保険	84	61	89	107
後期高齢	17	8	19	26
生活保護	23	12	22	21
計	312	208	303	312

第3章 計画の理念及び基本的方向（P29）

1 基本理念

障害のある人もない人も ともに生き生きと暮らすまち みやづ

2 計画の体系

基本目標	基本施策	施策の展開
基本目標1 ノーマライゼーションのまちづくり	(1)理解と交流の促進 (2)差別解消及び権利擁護の推進	①交流・社会参加活動の推進 ②福祉教育等の充実 重点 ③活動の場の充実 ①障害を理由とする差別の解消の推進 ②権利擁護の推進 ③障害者虐待の防止 ④消費者被害対策の強化
基本目標2 自立に向けた支援体制づくり	(1)障害児支援の充実 (2)就労・雇用の促進	①障害児のサービス提供体制の計画的な構築 重点 ②保育・教育との連携 ①障害者雇用の拡大 重点 ②総合的な就労支援施策の推進 ③障害者雇用に関する理解促進
基本目標3 地域生活を支える仕組みづくり	(1)地域支援体制の整備 (2)保健・医療・福祉の充実 (3)情報提供・相談体制の整備	①地域福祉活動の充実 ②障害福祉人材の育成・確保・定着 重点 ③地域生活支援の充実 ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・運用 ②保健・医療の充実 ③福祉サービスの充実及び質の確保 ①情報の取得利用・意思疎通の推進 ②相談支援体制の充実・強化 重点
基本目標4 安心して暮らせる環境づくり	(1)生活環境の整備 (2)防災・防犯対策の推進	①住みよいまちづくりの推進 ②住環境の整備 ①防災・防犯対策の推進 重点

第4章 基本目標に向けた取組（P33）

基本目標1 ノーマライゼーションのまちづくり

（1）理解と交流の促進

障害のある人もない人も、ともに生活し活動できるまちづくりを目指すため、地域社会のあらゆる場面において、障害についての交流・社会参加活動を推進するほか、福祉教育や活動の場を充実します。

取 組	内 容
①交流・社会参加活動の推進	地域社会における交流活動の推進
	障害のある人に対する教育活動の推進
	選挙における配慮
②福祉教育等の充実 重点	学校等における福祉教育の推進
	地域社会における福祉教育の推進
	人権教育・啓発の推進
③活動の場の充実	人材派遣・指導者の育成支援
	文化・芸術・スポーツ活動の推進

（2）差別解消及び権利擁護の推進

日常生活や社会生活において、障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くために、障害を理由とする差別の解消の推進に努めるとともに、権利擁護の推進や障害者への虐待防止、さらには、消費者被害対策を強化します。

取 組	内 容
①障害を理由とする差別の解消の推進	広報誌等を利用した啓発
	障害者週間等を利用した啓発活動
	市職員の障害者理解の促進
②権利擁護の推進	権利擁護の推進
	成年後見制度の推進
③障害者虐待の防止	障害者虐待防止の推進
④消費者被害対策の強化	消費者被害対策の強化

基本目標2 自立に向けた支援体制づくり

（1）障害児支援の充実

乳幼児期に一貫した健診を実施し、障害の早期発見・早期療育から適切な療育・教育へとつなげ、障害の程度や子どものライフステージに応じた切れ目のない支援が重要です。

このため、障害児のサービス提供体制を計画的に構築するとともに、保育・教育との連携を強化し、障害のある子どもやその保護者への支援を充実します。

取 組	内 容
①障害児のサービス提供体制 の計画的な構築 重点	障害児療育の充実
	重症心身障害児を支援するための体制の構築
	医療的ケア児の受け入れ
	相談支援の充実
	子ども家庭センターと連携した早期発見・療育相談の充実
②保育・教育との連携	就学前児童に対する障害児保育の充実
	就学指導の推進
	特別支援教育の推進
	発達障害等の児童生徒への教育的支援
	障害を理由とする差別の解消の推進
	教育相談の充実
	高等教育等への就学の支援
	進路指導体制の充実

（２）就労・雇用の促進

障害のある人がその適性に応じて能力を最大限に発揮して働くことができるよう、一人ひとりの特性に十分に配慮した就労支援を行うことが必要です。

このため、様々な機関と連携した障害者雇用の拡大のほか、総合的な就労支援施策の推進に加え、障害者雇用に関する理解促進を図ります。

取 組	内 容
①障害者雇用の拡大 重点	宮津市雇用対策協定に基づく障害者雇用の推進
	公的機関における雇用拡大の推進
	各種助成制度の普及・啓発
②総合的な就労支援施策の 推進	総合的な就労支援
	訓練等給付事業による就労支援の拡充・推進
	市内の障害福祉サービス事業所への支援
	各種就労支援事業の活用
③障害者雇用に関する理解 促進	障害者雇用に関する理解促進

基本目標３ 地域生活を支える仕組みづくり

（１）地域支援体制の整備

少子高齢化の進行により、今後、本市の生産年齢人口が減少していくものと見込ま

れる中、福祉を支える人材確保が喫緊の課題となっています。

このため、障害福祉人材の育成・確保・定着をより一層推進させ、また、障害者の重度化・高齢化に伴い、地域生活支援を充実させます。

取 組	内 容
①地域福祉活動の充実	ボランティア団体の育成・活動支援
	地域における見守りネットワークの充実
②障害福祉人材の育成・確保・定着 重点	福祉を支える人材の育成・確保・定着
	事業所等連携による人材の採用・定着・育成の推進
③地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備
	強度行動障害を有する者への支援

（２）保健・医療・福祉の充実

障害のある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るため、必要とする障害福祉サービス等を受けながら、その自立と社会参加の実現を図ることが重要です。

このため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、効果的に運用するとともに、保健・医療の充実、さらには、障害福祉サービスの質の確保・向上に向けた取組を進めます。

取 組	内 容
①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・運用	保健・医療・介護・福祉の連携
	地域移行・地域定着等への推進
②保健・医療の充実	在宅重度障害者への支援
	在宅療養多職種連携の推進
	障害予防対策の充実
	各種健康診査事業の充実
	家庭訪問事業の充実
	医療費助成制度の実施
	医療体制の充実
	こころの健康に関する支援の充実
	難病患者への支援
③福祉サービスの充実及び質の確保	高次脳機能障害者への支援
	障害福祉サービスの質の向上
	自立支援給付事業の充実
	地域生活支援事業の充実
	補装具費の給付等
	各種手当・給付金等の充実
	サービスに関する情報・相談の仕組みづくり

（３）情報提供・相談体制の整備

障害のある人が身近な地域で自立した生活を送るためには、身近な情報提供や相談体制の充実が重要です。

このため、様々な媒体を活用した情報の取得利用できる環境整備や障害の特性に応じた意思疎通を推進するほか、相談支援体制の充実・強化を図ります。

取 組	内 容
①情報の取得利用・意思疎通の推進	各種広報媒体の活用
	情報提供体制の充実
	障害の特性に応じた情報提供の充実
	手話奉仕員等の養成
②相談支援体制の充実・強化 重点	基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化
	相談支援の充実
	重層的支援体制の整備
	地域における相談支援の充実
	ライフステージに対応した相談体制の整備

基本目標４ 安心して暮らせる環境づくり

（１）生活環境の整備

障害のある人が、地域の中で安全で安心して快適に暮らすことができるよう、移動支援や施設のバリアフリー化などの住みよいまちづくりを進めるとともに、グループホームなどの住環境の整備を進めます。

取 組	内 容
①住みよいまちづくりの推進	移動支援の充実
	福祉のまちづくりの普及推進
	公共施設などの整備・改善
	民間施設の整備・改善に向けた啓発
②住環境の整備	市営住宅の充実
	グループホームの充実

（２）防災・防犯対策の推進

災害時や緊急時において、障害のある人が安全で安心して過ごせるよう、地域の身近な関係者や団体等と協力しながら防災対策を推進します。

取 組	内 容
①防災・防犯対策の推進 重点	災害時要配慮者への支援
	地域防災力の強化
	緊急時通信手段の充実
	防犯対策の推進

第5章 第7期障害福祉計画（P57）

1 令和8年度の数値目標の設定と目標達成に向けた方策

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	考え方
令和4年度末時点の入所者数（A）	28人	令和5年3月31日の施設入所者数
令和8年度末時点の入所者数（B）	26人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】（A）のうち令和8年度までの地域生活移行者数（C）	2人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
地域生活移行率	7.1%	$(C) \div (A)$
【目標値】削減見込	2人	$(A) - (B)$
入所者数削減率	7.1%	$(A - B) \div (A)$

（2）精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	8人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	0人	0人	1人

（3）地域生活支援の充実

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	検討	設置	設置
コーディネーターの配置人数	0人	1人	1人
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数	0回	1回	1回
強度行動障害を有する者への支援体制	検討	検討	構築

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	考 え 方
令和 3 年度の一般就労移行者数 (A)	3 人	令和 3 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援	0 人	
就労継続支援 A 型	1 人	
就労継続支援 B 型	2 人	
【目標値】令和 8 年度の一般就労移行者数 (B)	7 人	令和 8 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
就労移行支援	2 人	
就労継続支援 A 型	2 人	
就労継続支援 B 型	3 人	
増加割合	2.3 倍	(B)/(A) 【目標 1.28 倍以上】
就労移行支援	2.0 倍	(B)/(A) 【目標 1.31 倍以上】
就労継続支援 A 型	2.0 倍	(B)/(A) 【目標 1.29 倍以上】
就労継続支援 B 型	1.5 倍	(B)/(A) 【目標 1.28 倍以上】
令和 8 年度就労移行支援事業所数 (C)	1 箇所	令和 8 年度における、就労移行支援事業所数
令和 8 年度就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所 (D)	1 箇所	令和 8 年度における、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所
割合	100%	(D)/(C) 【目標 5 割以上】

(5) 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

項 目	数 値	考 え 方
令和 3 年度就労定着支援事業の利用者数 (A)	0 人	
令和 8 年度就労定着事業の利用者数 (B)	2 人	
令和 8 年度【目標値】 = (B)/(A) (倍)	2 倍	令和 3 年度の実績の 1.41 倍とすることを基本とする。
就労定着支援事業所数 (令和 3 年度末現在)	0 箇所	
就労定着支援事業所数 (令和 8 年度末現在) (C)	1 箇所	
令和 8 年度末就労定着率が 7 割以上の事業所数 (D)	1 箇所	
令和 8 年度【目標値】 = (D)/(C) (%)	100%	就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置		有	有	有
の強化 による地域の相談支援センターに 基幹相談支援センターに 地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	2件	3件	3件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	2件	2件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	4回	5回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回	4回	5回
	主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
サービスの基盤の充実・改善 協議会における個別事例の検討を通じた地域の開発・改善	協議会の体制確保	有	有	有
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回
	協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数	2箇所	2箇所	2箇所
	協議会の専門部会の設置数	3部会	3部会	3部会
	協議会の専門部会の実施回数	12回	12回	12回

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
京都府等が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（障害支援区分、虐待等）	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	2回	2回	2回

2 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	時間／月	540	560	590
	人／月	46	48	50
②重度訪問介護	時間／月	280	280	280
	人／月	2	2	2
③同行援護	時間／月	140	140	140
	人／月	10	10	10
④行動援護	時間／月	20	20	20
	人／月	1	1	1

⑤重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0
	人／月	0	0	0
計	時間／月	980	1,000	1,030
	人／月	59	61	63

(2) 日中活動系サービス

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	日／月	1,350(34)	1,350(34)	1,350(34)
	人／月	76(2)	76(2)	76(2)
②自立訓練（機能訓練）	日／月	23	23	23
	人／月	1	1	1
③自立訓練（生活訓練）	日／月	23	23	23
	人／月	1	1	1
④就労選択支援	人／月		0	0
⑤就労移行支援	日／月	24	24	24
	人／月	2	2	2
⑥就労継続支援A型	日／月	260	260	260
	人／月	13	13	13
⑦就労継続支援B型	日／月	1,400	1,460	1,500
	人／月	75	78	80
⑧就労定着支援	人／月	0	0	0
⑨療養介護	人／月	3	3	3
⑩短期入所（福祉型）	日／月	40(10)	40(10)	40(10)
	人／月	4(1)	4(1)	4(1)
⑪短期入所（医療型）	日／月	10(10)	10(10)	10(10)
	人／月	1(1)	1(1)	1(1)

※①⑩⑪のサービスの（ ）内は総数のうち重度障害者の数

※重度障害者は、障害福祉サービス等の報酬告示における重度障害者支援加算の対象者

(3) 居住系サービス

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①共同生活援助 （グループホーム）	人／月	37	37	37
②施設入所支援	人／月	28	28	28
③自立生活援助	人／月	1	1	1

(4) 相談支援事業

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	60人分	62人分	64人分
②地域移行支援	1人分	1人分	1人分
③地域定着支援	1人分	1人分	1人分

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 必須事業

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害の理解を深めるための研修・啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	2人	2人	2人
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	50件	55件	60件
手話奉仕員養成研修事業		5人	5人

用具種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	1件	1件	1件
	自立生活支援用具	4件	4件	4件
	在宅療養等支援用具	5件	5件	5件
	情報・意思疎通支援用具	4件	4件	4件
	排せつ管理支援用具	585件	585件	585件
	在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件
計		600件	600件	600件

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	12	14	16
	時間	600	700	800
地域活動支援事業	箇所	1	1	1
	人	3	4	5

(2) 任意事業

日常生活支援事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①訪問入浴サービス事業	実施箇所	1	1	1
	実利用人数	1	1	1
②生活訓練等事業	延べ利用人数	120	120	120
③日中一時支援事業	実施箇所	5	5	5
	実利用人数	45	47	49
④重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	実利用人数	1	1	1

社会参加支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツレクリエーション教室	50人	60人	70人
サロン事業	480人	500人	520人
点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	1人	1人	1人
奉仕員等養成事業	5人	5人	5人

第6章 第3期障害児福祉計画（P74）

1 障害児支援の提供体制について

項 目	令和4年度末時点	目標値 (令和8年度末時点)
児童発達支援センターの設置	有	有
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	無	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2箇所	2箇所
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1	1

2 障害児福祉サービスの見込量と確保のための方策

（1）障害児通所支援・障害児相談支援

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	日／月	96	100	104
	人／月	25	26	27
②放課後等デイサービス	日／月	370	385	400
	人／月	50	52	54
③保育所等訪問支援	日／月	4	4	4
	人／月	2	2	2
④居宅訪問型児童発達支援	日／月	0	0	2
	人／月	0	0	1
⑤障害児相談支援	人／月	20	30	40
⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人／年	1	1	1

(2) 発達障害者等に対する支援

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	人／年	8	10	12
②ペアレントメンターの人数	人	0	1	2
③ピアサポート活動への参加人数	人／年	0	1	2

(3) 子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定

種 類	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	8	8	8	8
認定こども園	10	10	10	10
放課後児童健全育成事業	7	7	7	7

第7章 計画の推進に向けて（P78）

1 計画の評価と進行管理

毎年、宮津市障害者自立支援協議会において、計画の進捗状況についてのPDCAサイクルのプロセスによる分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害者計画等の見直しや事業の再検討を行いながら、計画を推進します。

2 計画の進捗に向けた取組

- (1) 市民・事業者の協働
- (2) 宮津市障害者自立支援協議会との連携
- (3) 国・府・近隣市町との連携・協力
- (4) 計画の普及・啓発

宮津市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画【概要版】

発行・編集:宮津市

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1

TEL:0772-45-1622 FAX:0772-22-8438